

平成24年 2 月24日提出

熊本市興行場の構造設備基準等を定める条例の制定について

熊本市興行場の構造設備基準等を定める条例を次のように制定する。

熊本市長 幸 山 政 史

熊本市興行場の構造設備基準等を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、興行場法（昭和23年法律第137号。以下「法」という。）第2条第2項及び第3条第2項の規定に基づき、興行場の構造設備基準等を定めるものとする。

(設置の場所及び構造設備の基準)

第2条 法第2条第2項に規定する興行場の設置の場所の公衆衛生上必要な基準は、採光、排水及び換気に支障のない場所その他入場者の衛生に支障のない場所であることとする。ただし、当該興行場の構造設備により公衆衛生上支障がないと認められる場合は、この限りでない。

2 法第2条第2項に規定する興行場の構造設備の公衆衛生上必要な基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 観覧席（興行を見せ、又は聞かせるため、入場者に利用させる場所をいう。以下同じ。）は、ロビー、食堂、売店、便所その他興行場内の他の施設とは隔壁等により区画されていること。
- (2) 喫煙所を設ける場合は、入場者の定員に応じ、適当な広さを有するものとし、興行場内の適当な場所にその位置を示す表示がされていること。
- (3) 次に掲げる要件を備えた便所が設けられていること。

ア 興行場内に設置されていること。ただし、興行場が、主として当該興行場以外の用途に供する建築物の中に設置された小規模のものであって、当該興行場

に近接した場所に入場者が利用できる適当な規模の便所が設置されている場合は、この限りでない。

イ 男性用と女性用とが区画され、それぞれ 1 箇所以上設けられていること。

ウ 観覧席が複数階に及ぶ場合にあっては、各階ごと又は上下階から等距離にある中間階に男性用と女性用とが区画して設けられ、入場者にその旨が明らかに分かるように表示されていること。

エ 出入口が、直接観覧席に開口しない構造であること。ただし、観覧席との間に前室を設けた水洗便所であって、衛生上支障がない場合は、この限りでない。

オ 床面及び床面から 1 メートルの高さまでの内壁は、不浸透性の材料を用いて造られ、清掃が容易な構造であること。

カ 便器は、陶磁器製その他不浸透性の材料で造られたものであること。

キ 便器の数は、次に掲げるとおりであること。

(ア) 男性用便器及び女性用便器の数は、原則として同数とし、その合計は、各階ごとに次の表の左欄に掲げる観覧席の床面積の区分に応じ、同表の右欄に掲げる便器の数以上とする。ただし、上下階から等距離にある中間階に便所を設ける場合における観覧席の床面積は、当該上下階の観覧席の床面積の合計とする。

観覧席の床面積	便器の数
300平方メートル 以下の場合	15平方メートルまでごとに1個
300平方メートル を超え600平方メ ートル以下の場合	20個に、床面積から300平方メートルを減じた 面積につき20平方メートルまでごとに1個を加え た数
600平方メートル を超え900平方メ ートル以下の場合	35個に、床面積から600平方メートルを減じた 面積につき30平方メートルまでごとに1個を加え た数
900平方メートル を超える場合	45個に、床面積から900平方メートルを減じた 面積につき60平方メートルまでごとに1個を加え た数

(イ) 男性用大便器は、小便器5個までごとに1個設けられていること。ただ

し、小便器と兼用できる便器の場合は、この限りでない。

ク 水洗式であること。ただし、公衆衛生上支障がないと認められるときは、この限りでない。

ケ 手洗い設備は、流水式であること。

(4) 興行場の規模に応じ、衛生的空気環境を確保するために必要な機械換気設備（空気を浄化し、その流量を調節して供給（排出を含む。以下この号において同じ。）をすることができる設備をいう。以下同じ。）又は空気調和設備（空気を浄化し、その温度、湿度及び流量を調節して供給をすることができる設備をいう。以下同じ。）が設置されていること。

(5) 入場者が利用する場所には、床面から 80 センチメートルの高さにおいて 20 ルクス以上（興行中の観覧席にあっては、床面において 0.2 ルクス以上）の照度を確保することができる照明設備が設置されていること。

(6) ごみ箱が適当な場所に配置されていること。

（入場者の衛生に必要な措置の基準）

第 3 条 法第 3 条第 2 項に規定する入場者の衛生に必要な措置の基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 入場者が利用する場所は、毎月 1 回以上消毒し、常に清潔に保ち、その消毒の実施記録は、2 年間保存すること。

(2) ねずみ、昆虫等の駆除を 6 月に 1 回以上行い、その実施記録は、2 年間保存すること。

(3) ごみ箱は、ごみその他の廃棄物が飛散し、又は流出しないよう管理するとともに、廃棄物は、適切に搬出すること。

(4) 機械換気設備及び空気調和設備並びに照明設備は、定期的に点検を行い、その機能を維持できるよう整備すること。

(5) 興行時間中は、常に十分な換気を行うこと。ただし、興行時間が 2 時間 30 分を超える場合であって、おおむね 2 時間 30 分以内ごとに観覧席の換気を行うときは、この限りでない。

(6) 救急医療品を適切に備えておくとともに、医療機関への連絡体制を確立しておくこと。

(7) 興行場の業務に従事する者のうちから責任者を定め、興行場の衛生管理及び当

該業務に従事する者に対する衛生教育を行わせること。

- (8) 伝染するおそれのある疾病にかかっている者又はその疑いのある者は、医師の診断により支障がないと認められる場合を除き、業務に従事させないこと。

(基準の緩和等)

第4条 市長は、屋外に観覧席を有する興行場、一時的に設置する興行場その他特別な事情がある興行場については、公衆衛生上支障がないと認められる範囲で、前2条に規定する基準を緩和し、又は適用しないことができる。

附 則

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に法第2条第1項の許可に係る申請がなされたものであって、この条例の施行の際現にこれに対する許可又は不許可の処分がなされていないものの処理については、熊本県興行場法施行条例（昭和59年熊本県条例第22号）の例による。

(提出理由)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）の規定による興行場法（昭和23年法律第137号）の一部改正に伴い、興行場の構造設備基準等を定めるため、この条例を制定する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。